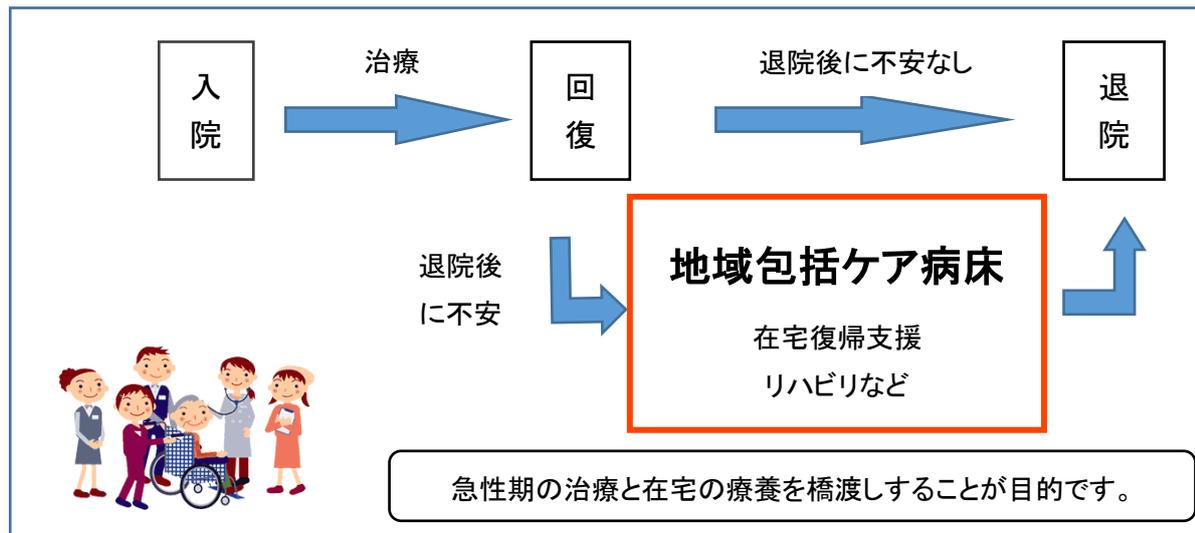


地域包括ケア病床のご案内

◆地域包括ケア病床とは

急性期治療を行い病状が安定したが自宅や施設へ退院するには不安のある患者さんに対し、引き続き医師や看護師・リハビリスタッフ等が在宅復帰に向けて治療・支援を行うことを目的とした病床です。

当院では平成 29 年 7 月から地域包括ケア病床を開設しています。対象の病室は 3 階 316 号室(3 床)、317 号室(3 床)、318 号室(3 床)、320 号室(3 床)です。



◆受入対象となるのは

- ・在宅復帰に向けてリハビリが必要な方。
- ・入院治療により症状が安定したが、もう少し経過観察が必要な方。
- ・自宅改修など、ご自宅での生活に一定の時間が必要な方。

◆入院に対する留意点

- ・病状の変化などにより主治医の判断で一般病床に転室していただく場合があります。
- ・地域包括ケア病床の入院期間は**60日を限度**としております。

◆入院費について

入院費は包括ケア病床入院医療管理料として1日あたりの定額になり、投薬・注射・検査・レントゲン・リハビリテーション等の費用が含まれます。

ただし、食事料・病衣料(保険外)等の費用は、別途ご負担いただきます。

ご相談・お問い合わせは、病棟スタッフまたは医事経営課までお願いします。